

所得税・贈与税の確定申告書の記載説明会

申告書は自分で書いてお早めに!

年金受給者(公的年金や生命保険契約などに基づく年金の受給のある方)および贈与税、譲渡所得(土地、建物、株式等の売買等)の申告が必要な方につきまして、次のとおり確定申告書等の記載説明会を実施しますので、ご利用ください。なお、当日申告書の提出もできます。

- 説明会日時/①年金受給者 平成22年2月3日(水)~5日(金)
②譲渡所得 平成22年2月5日(金)
③贈与税 平成22年2月5日(金)
午前の部 9時~12時(受付は11時まで) 午後の部 13時~16時(受付は15時まで)
- 場所/津久見市役所大会議室
- 対象となる方/①年金から源泉徴収をされている方 ②譲渡所得(土地、建物、株式等の売買等)がある方
③贈与税がある方
- 必要な書類/①年金受給……源泉徴収票、社会保険料など各種保険料証明書など
②譲渡所得……土地、建物等の売買契約書など
③贈与税……事前に税務署にお問い合わせください。
※その他、印鑑、申告される方ご本人の金融機関名および口座番号のわかる書類をご用意ください。なお、医療費控除を受ける場合には医療費の領収書をご持参ください。
- 問い合わせ先/臼杵税務署 ☎63-8522
税務課 課税管理班 ☎82-4111(内線127)

e-Taxのご利用について(所得税の確定申告)

次の日程で、e-Tax用パソコンを津久見市役所大会議室に2台設置しますので、是非ご利用ください。

- ①平成22年1月25日(月) [両日とも午前の部は 9時~12時(受付は11時まで)]
- ②平成22年1月27日(水) [午後の部は13時~16時(受付は15時まで)]

※パソコンの操作については臼杵税務署の担当者が補助いたします。

所得税の確定申告は、e-Taxをご利用ください

~e-Taxをご利用いただくメリット~

- 国税庁ホームページから電子申告
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax(電子申告)を利用して提出できます。
- 最高5,000円の税額控除
平成21年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除ができます(平成19年分または平成20年分の確定申告でこの控除を受けた方は、受けられません)。
- 添付書類の提出省略
医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称・支払金額等)を入力して送信することにより、これらの書類の提出はまたは提示を省略することができます(確定申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります)。
- 還付金がスピーディー
e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています(3週間程度に短縮)。
- 24時間いつでも利用可能
所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。

